

奈良工業高等専門学校が所有する自動車への学生同乗に関する申合せ

令和5年7月13日制定

第1 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員が、業務の円滑な運行を図るため本校が所有する自動車（以下「公用車」という。）を使用する場合における学生同乗に関し必要な事項は、この申合せによるものとする。

第2 公用車の運行にあたっては、「奈良工業高等専門学校公用車運用管理要項」（平成31年3月13日制定）（以下「公用車運用管理要項」という。）の定めるところによる。

第3 公用車運用管理要項第6条第1項の規定により教職員が自動車を使用する場合において、学生の同乗は、原則禁止とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 急な傷病により、医療機関に受診させる必要がある場合。
- 二 学校行事又は広報活動の実施のため学生を帯同する必要がある場合で、学生を同乗させることがやむを得ないと認められる場合。
- 三 学生の研究指導の一環として学生を帯同する必要がある場合で、用務先が交通不便地域、または公共交通機関を利用した場合に用務の開始時間に間に合わない地域であり、学生を同乗させることがやむを得ないと認められる場合。
- 四 学生の課外活動の実施場所が交通不便地域であり、学生を同乗させることがやむを得ないと認められる場合。
- 五 転入手続き等のため外国人留学生を同乗させる必要がある場合。
- 六 その他、校長が特に必要と認める場合。

第4 第3による同乗を認める場合においては、次の点に留意するものとする。

- 一 運行距離は、同乗者（学生）の安全を配慮するためにも、原則として1日200キロメートル以内であること。
- 二 原則として宿泊を伴わない日帰りの運行であること。
- 三 同乗する学生を確定し、その氏名を公用車運用管理要項第7条第1項第五号の公用車運行日誌の備考（同乗者等）欄に記載すること。
- 四 天候、道路事情等が安全運行に支障がないこと。
- 五 非常時の場合の連絡体制を定めておくこと。

附 則

この申合せは、令和5年7月13日から施行する。